※前年の1月2日以降に転職や就職先の変更をした場合は必ず提出してください。

給　与　支　払　証　明　書

福島県　　建設事務所長　様　　年　月　日

〔氏名〕　　は当所に勤務し、下記のとおり相違ないことを証明します。

記

採用年月日	年　月　日
採用形態	正規職員 ・ アルバイト ・ パート ・ その他（　　）
給与支給日	毎月　日〆　日支給
通勤方法	自家用自動車 ： バス ： 電車 ： 自転車 ： その他（　　）
通勤距離	自宅～勤務地（　市　町）片道　km

（単位:円）

支給月（年　月）	本　給	通勤手当 ※非課税分は除く	手　当	手　当	支給額	ボーナス
年　月						
年　月						
年　月						
年　月						
年　月						
年　月						
年　月						
年　月						
年　月						
年　月						
年　月						
年　月						
計					《A》	

※直近の給与から遡って1年分を記入してください。
※通勤手当は非課税分を除いてください。（非課税限度額は裏面参照）

勤務所住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

勤務所名称及び代表者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

勤務所の電話　（　　）　－＿＿＿＿＿＿＿＿

※以下の欄は記入しないでください。

1　支給月が12ヶ月の場合は《A》　　《B》　　《A”》

2　12ヶ月に満たない場合《A”》　年　月から　年　月まで　計　月　計　円

※就職月の勤務日数が1ヶ月未満の場合は算定から除外する。

支給額の計《A》・《A”》	×	12 月《B》	＋	ボーナス	＝	年間収入額	→	給与所得控除後の金額（年間所得額）

※年末調整の所得控除表参照

（給与支払証明書の裏面）

○通勤手当の非課税限度額について

ア　公共交通機関（電車やバスのみ利用）利用の場合の非課税限度額
1ヶ月当たり15万円まで非課税

イ　マイカー・自転車通勤者の1ヶ月あたりの非課税限度額は次のとおりです。

片道／ 2km未満	：	（全額課税）
片道／ 2km以上10km未満	：	4,200円まで非課税
片道／10km以上15km未満	：	7,300円まで非課税
片道／15km以上25km未満	：	13,500円まで非課税
片道／25km以上35km未満	：	19,700円まで非課税
片道／35km以上45km未満	：	25,900円まで非課税
片道／45km以上55km未満	：	32,300円まで非課税
片道／55km以上65km未満	：	38,700円まで非課税
片道／65km以上75km未満	：	45,700円まで非課税
片道／75km以上85km未満	：	52,700円まで非課税
片道／85km以上95km未満	：	59,600円まで非課税
片道／95km以上	：	66,400円まで非課税

※令和8年4月1日以降

片道／ 2km未満	：	（全額課税）
片道／ 2km以上10km未満	：	4,200円まで非課税
片道／10km以上15km未満	：	7,300円まで非課税
片道／15km以上25km未満	：	13,500円まで非課税
片道／25km以上35km未満	：	19,700円まで非課税
片道／35km以上45km未満	：	25,900円まで非課税
片道／45km以上55km未満	：	32,300円まで非課税
片道／55km以上	：	38,700円まで非課税

※令和8年3月31日まで

ウ　自動車その他交通用具を使用し、一定の要件を満たす駐車場等を利用している場合の非課税限度額（駐車場等料金相当額）
片道2km以上の場合　1ヶ月当たり5,000円まで非課税
※令和8年4月1日以降